

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業所名 明星学園

評価実施期間 平成29年1月6日～4月20日

1 評価機関

名称	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 社会福祉センター5階

2 事業者情報【平成29年2月13日現在】

事業所名称： (施設名)	社会福祉法人 常盤会 明星学園	サービス種別：	指定障害児者施設
開設年月日：	昭和41年4月1日	管理者氏名	施設長 澤田 元
設置主体：	社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名	理事長 久木元 司
経営主体：	社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名	理事長 久木元 司
所在地：	〒891-1205 鹿児島市犬迫町5975番地		
連絡先電話番号：	099-238-0664	FAX番号：	099-238-0669
ホームページアドレス	www.tokiwakai.com	E-mail	myojyou-j@tokiwakai.com

基本理念・運営方針

【基本理念】

- ・地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスを行います。
- ・地域の方々が安心、快適にご利用いただける社会福祉サービスを行います。
- ・全ての職員は、倫理理念を遵守し、専門性を高め地域社会の一員として社会福祉の充実を目指します。

【基本方針】

- (1) 利用者の人としての人権を尊重し、自らの生きる力を生み出すための支援を行う。
- (2) 利用者への権利擁護の意識を強く持ち、より専門的な支援が出来るようスキルアップに努め、地域と共に歩む目線に立った福祉活動の展開を図る。

【運営方針】

- (1) 利用者個々の特性に応じた個別支援の提供
- (2) 利用者家族等との連携と深い信頼関係の構築
- (3) 第三者評価に基づく、質の高い福祉サービスの実現
- (4) 計画的な研修の推進と人材育成
- (5) 施設設備の計画的な整備
- (6) 目標達成のための多角的な分析と数値

【施設事業所の特徴的な取組】

学齢期から壮年期の幅広い年齢層の方々にご利用いただき、潤いのある日々を送っていただくため、個々の年齢や個性を十分に尊重し自らも生きる力を生み出せる支援を行っています。また、在宅支援の(日中一時や短期入所)や相談支援を通して地域の方々のニーズを把握した取り組みも行っております。

なお、利用者の健康状態の把握や栄養の管理を重視しながら趣味や活動を中心に、技能習得や自己実現と地域参加・地域交流に向けた支援を行い、利用者の意向により地域移行に向けての円滑な支援も行っております。

【利用者の状況】

定員	児童入所 10 名	障害者支援 20 名	利用者数	入所 30 名	生活介護 20 名
----	-----------	------------	------	---------	-----------

【職員の状況】

職 種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数
	常勤(人)		非常勤(人)			
	専従	兼務	専従	兼務		
施設長		1			0.5	1
サビ管等	2				2	2
支援員等	18		1.2		18.2	12.3
栄養士	2				1	1
看護師	0.2				0.1	0
前年度採用・退職の状況			採用		常勤 3人	非常勤 0人
			退職		常勤 3人	非常勤 0人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数						5.0年
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数						5.5年
○常勤職員の平均年齢						36.6歳
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢						35.0歳

3 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 26 年 1 月 30 日 (契約日) ～ 平成 26 年 3 月 12 日 (評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	3回 (平成 25 年度)

4 評価の総評

◇特に評価の高い点

1. 社会福祉法人常盤会として継続的に、自己評価及び第三者評価を受審され、鹿児島県内における社会福祉事業者のなかで福祉サービス向上をめざし、率先した役割を果たされてきました。またそれらの方針は明星学園運営の全体にわたって、浸透しています。法人の理念や基本方針についても職員によく理解され、具体的な日常の仕事の中で実践されています。
2. 建物改築を機会に個室化を完了し、利用者ひとりひとりのプライバシー保護に配慮し、生活面でもひとりひとりの状況に合わせて、その人のペースに寄り添いながら画一性を回避する工夫がなされています。また法人全体の中核施設としての役割を担っています。

◇改善を求められる点

1. 標準的な実施方法は、手順書や規定等に基づいてサービス提供されています。しかし手順書等が細かな項目ごとに作成されているため、必要な手順書を探すのに戸惑う状況があります。手順書は、必要な時に迷わず確認できることが求められます。今後は、求める手順書等が簡単に見つけられるように整理、再編が求められます。
2. 家族への利用報告は、毎月の電話報告や「いきいき通信」の送付などで提供されています。しかし利用者個人の報告は、電話が中心となっているため家族が後日でも利用状況を確認しやすい形での提供の在り方について今後の工夫に期待します。

改善を求める点ではありませんが、評価者として以下の点について参考意見を付します。

1. 今後は整備された全体の運営のノウハウについて、①必要に応じて変容させていくこと②多くの標準的なサービス提供のマニュアルが、実践的に活用されているかどうかの点検③標準的という視点と個別的という視点の関連性に焦点を当て、標準的なサービスを基礎的条件としながら、個別的なサービスの展開（ウェルビーイングの実現）という点に今まで以上に着目されていくことを期待します。
2. アセスメントは極めて詳細にとられ、個別支援計画が綿密に作成され、方法において定式化されていますが、身体機能・起居動作・行動様式・医療情報・ADL/IADLが中心になっています。「本人の役割」「環境・強み」「コミュニケーションの領域」「社会参加に関する領域」という項目がありましたので、利用者のストレングス・エンパワーメント、自己決定、権利擁護等の本人主体、あるいは人権の視点をアセスメントや支援計画の中に組み入れる工夫があればより望ましいと感じました。一方でアセスメントが詳細すぎると弊害もあり、逆に簡略化を図る必要もあり、項目整理は簡単ではないと思います。利用者のライフストーリーに寄り添うという視点から、取捨選択されていくといいのではと思いました。
3. 児童福祉法が改正され、国連子どもの権利条約に基づく子どもの権利について十分な理解と取り組みが必要になっています。入所施設の中で、ソーシャルインクルージョンの視点をどのように形成していくかが問われてきます。施設養育の専門性と同時に社会の中で当たり前の人々と共に生きていく環境をどのように整えていくかも課題になってくるものと思います。
4. 利用者（保護者）調査からみるかぎり、基本的な信頼関係はおおむね成立していると判断できます。しかし、自由記述欄では、不備を指摘する記述がありました。利用者及び保護者のおかれている立場、心情に対して引き続き配慮と気配りが求められます。

